

令和3年度 高等学校入学者選抜審議会 第2回専門委員会

日時 令和3年11月1日（月）午前10時～

場所 行政庁舎11階 第二会議室

次 第

1 開 会

2 報告・審議

(1) 全国募集について

イ 報 告

○第1回専門委員会審議事項について

ロ 審 議

○全国募集に係る審議まとめ（案）について

(2) 入試制度検証について

イ 報 告

○第1回専門委員会審議内容について

ロ 審 議

○現在の入試制度に係る実施状況の検証について

3 その他

4 閉 会

【 資料 】

○資料1 全国募集関係資料 【報告・審議（1）】

○資料2 入試制度検証関係資料 【報告・審議（2）】

○別冊 全国募集に関する資料集

高等学校入学者選抜審議会条例

(昭和28年3月28日条例第40号)

最終改正 平成24年12月条例第71号

第1条 教育委員会の諮問に応じ、高等学校の通学区域の検討、入学者の選抜の方法及びその実施並びに学力検査問題の作成について調査審議するため、高等学校入学者選抜審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第2条 審議会は、30人以内の委員で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査研究させるため、専門委員を置く。

第3条 委員及び専門委員は、学校の教職員、総合教育センターの職員、教育庁の職員及び学識経験者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。

第4条 委員の任期は二年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、任期中においても当該委員を解職することができる。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査研究が終了したときは、退任するものとする。

第5条 審議会に、委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

第6条 審議会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

第7条 この条例に定めるものを除く外、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年10月11日条例第27号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月20日条例第71号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

高等学校入学者選抜審議会 第2回専門委員会 名簿

(専門委員)

No.	氏 名	現 職	備 考
1	田 端 健 人	宮城教育大学教職大学院教授	入選審委員
2	浅 野 直 美	宮城県PTA連合会副会長	入選審委員
3	清 水 祐 子	大崎市立松山中学校校長	入選審委員
4	西 條 和 也	気仙沼市立大島中学校教頭	
5	河 本 和 文	東北学院榴ヶ岡高等学校校長	
6	葛 西 利 樹	志津川高等学校校長	
7	尾 形 裕	築館高等学校教頭	
8	高 橋 賢	総合教育センター所長	入選審委員

(教育庁)

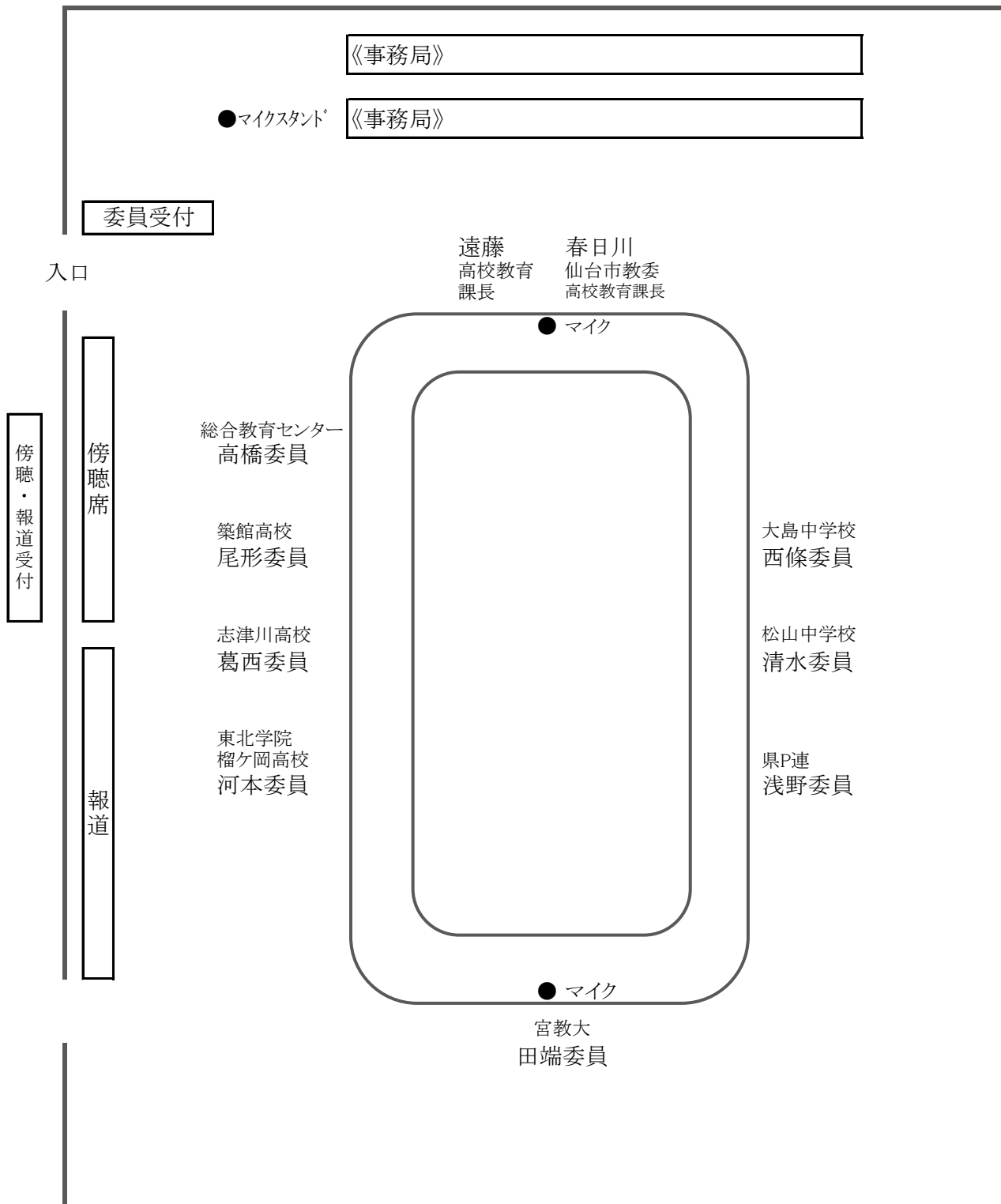
教育企画室	教育改革班主幹兼企画員	柴 大輔
	教育改革班 企画員	熊谷 恭
高校教育課	課長	遠藤 秀樹
	総括課長補佐	後藤 康弘
	副参事兼総括課長補佐	佐藤 和寛
	教育指導班課長補佐	菊田 英孝
	教育指導班主幹	上園 知明
	〃 主幹	菊地 芳浩
	〃 主幹	鎌田 幹子
	〃 主幹	鈴木 尚純
	〃 主幹	高木 伸幸
	〃 主幹	佐々木久晴
	〃 主任主査	清原 和
	〃 主任主査	赤間 裕樹
	〃 主査	後藤 宗範

(仙台市教育局)

学校教育部	高校教育課 課長	春日川 孝
	〃 指導主事	大塚 修哉

令和3年度 高等学校入学者選抜審議会 第2回専門委員会 座席図

県行政庁舎11階 第二会議室



全国募集 関係資料

報告

第 1 回専門委員会審議事項について

1 出願資格について	1
2 募集定員・選抜について	2
3 モデル校について	2
4 効果検証について	2
5 その他	2

審議

全国募集に係る審議まとめ（案）について	3
---------------------	---

報告 第1回専門委員会審議事項について

1 出願資格について

(1) 原案

- イ 志願者及び保護者が県外に居住していること。
 - ロ 志願者が志願先高等学校の入学の期日までに、志願先高等学校の所在する市町村に転入する予定であること。
 - ハ 身元引受人を確保すること。
- ※ 身元引受人とは、保護者と連携して、生徒が規律ある生活を送るよう努める役割を担う方のこと。基本的には宮城県内に居住する親戚や下宿先・寮等の責任者を想定しているが、該当する方がいない場合は学校に御相談願う。

市町村の要望により、県外から入学する生徒の学校生活に支障が生じないように十分な生活支援を行うため、志願者及び保護者と事前面接等を行うことができることとする。
事前面接を行う場合、実施形態や時期については、宮城県教育委員会と協議の上、決定する。

(2) 原案に対する意見

【身元引受人について】

- ・安心、安全な生活を送るためにも、しっかりした身元引受人の存在が必要。
- ・出願資格については、整合性も踏まえて考えていく必要がある。
- ・身元引受人が役割を果たすことができる人物かどうかの確認が必要。どの段階で、どこが行うのか。
- ・身元引受人の確認は、基本的には市町村が担当し、県教委が最終決定か。
- ・身元引受人を首長が務める場合は、実際に役割を担うのは市町村の担当者。
- ・緊急事態が発生した際の対応について、十分に検討しておく必要がある。
- ・身元引受人の確保を、出願資格として求めるのはそぐわないのではないかと。身元引受人は、学校或いは地域で、既に準備されている状況であるべき。
- ・身元引受人を保護者が確保することとなれば、ハードルが高くなってしまふ。

【市町村による出願前の事前面接について】

- ・市町村が承認するというよりも、当事者たちが「自分たちに合っているから行ってみたい」という確認にもなるように、教育相談のような形で行うことがよいのではないかと。両方にとって良いような仕組みの表現にしていけば良いのではないかと。
- ・ミスマッチを防ぐための面談なら良い。場合によっては、オンラインも。
- ・オープンキャンパスを頻繁に開く等、面接以外の場での、相互の交流があってオフィシャルな面接の方につなげることがミスマッチを減らすことにつながる。
- ・市町村から要望があるのであれば、事前面接は認めていく方向で考えるべき。提出書類についても、市町村が、学校の特徴等に応じて何を求めるか判断。
- ・市町村が事前面接を行うというケースは、市町村が地域活性化のために何らかの企画を実施しており、それに参加するというようなことを条件としている場合についての話であり、それ以外は必要ない。
- ・市町村が、援助・支援をするにあたっては、生徒、保護者に対して事前面接を行うことも然るべき。
- ・初めは二段階の選抜をイメージし、果たしてどうなのかと感じたが、市町村の求める人材を事前に把握するための面接であれば、行っても良い。

2 募集定員・選抜について

(1) 原案

イ 募集定員

(イ) 全国募集の募集定員は、宮城県立高等学校の募集定員に含めるものとする。

(ロ) その割合については、宮城県教育委員会と協議の上、決定する。

このとき、過去5年間の充足率及び受入体制を考慮して、県内生徒の定員を圧迫することのないよう配慮する。

ロ 選抜

(イ) 実施校は、第一次募集において、全国募集を実施する。選抜に当たって、高等学校長は、原則として、調査書、学力検査の結果及び必要に応じて実施する面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）、作文の検査結果に基づいて選抜するものとする。

(ロ) 学力検査

・学力の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。

・学力検査の内容は、宮城県公立高等学校入学者選抜と同様とする。

(2) 原案に対する意見

- ・志津川高校では、全国募集枠の上限人数は10%設定を考えているが、各校の事情、状況に応じて決まらなければならないのではないか。
- ・募集定員については、様々なケースが想定されるので、ケースバイケースで対応できるような表現にすべき。
- ・募集定員は簡単に変更できるものではないので、全国募集の定員は、募集定員の内に含めなければならない。
- ・選抜時期については、条件は県内の生徒も同じなので、同じ選抜時期で問題ない。
- ・県内生徒の定員を圧迫しないようにするには、別枠の方が良いと思うし、別枠にしても問題ない。
- ・選抜時期を早めて特別に実施することも検討の価値はあるのではないか。

3 モデル校について

(1) 原案

令和5年度から、南三陸町・志津川高校及び加美町・中新田高校の2校をモデル校として実施し、効果を検証する。

(2) 原案に対する意見

- ・原案通り。

4 効果検証について

(1) 原案

イ 受験生の数

ロ 生徒・保護者等の満足度 → 意識調査を行う

ハ 本人・同級生・教員の変容 → 意識調査を行う

ニ 卒業後の動向、進路実績、学力 → 個人として、学校全体としてデータをとる

ホ 学校・地域の活気 → 学校評議員・学校運営協議会等へ調査を行う

(2) 原案に対する意見

- ・実際受験を考えた生徒が受験を諦めた、時期が適当でなかったために受験できなかった等、受験しなかった生徒にもアンケートをとれると良い。
- ・地域の活性化の観点からも検証となると、市町村にも調査が必要。

全国募集に係る審議まとめ（案）

1 目的

県外の生徒と本県の生徒が共に学び、多様な価値観に触れることで視野を広げ、他者と協働、共生しながら、互いを高め合い、心身ともに豊かな人間への成長を促す。また、地元自治体の協力の下、地域の資源等を最大限に活用し、学校の特色や魅力づくりに取り組むことで教育活動の活性化を図り、地域の未来を切り拓く新しい価値を生み出すことができる人材を育成する。

2 全国募集を実施する高等学校

(1) 全国募集を実施する高等学校は、以下の要件を満たしている高等学校のうち、県教育委員会がモデル校に指定した高等学校とする。

- イ 市町村（地域）との連携が確立されていること
- ロ 市町村（地域）による生徒の受入体制の準備が整っていること
- ハ 学校（学科）の教育活動に特色があること
- ニ 過去5年の学科ごとの充足率において、1.0倍未満である年が3年以上であること

(2) 県教育委員会が指定したモデル校

- イ 志津川高等学校
- ロ 中新田高等学校

3 入学志願できる者

- (1) 志願者及び保護者が県外に居住していること。
- (2) 志願者が志願先高等学校の入学の期日までに、宮城県内に居住する予定であること。

4 選抜方法

実施校は、第一次募集において全国募集を実施する。選抜に当たって、高等学校長は、調査書、学力検査の結果及び面接に基づいて特色選抜の方法により選抜する。なお、志願者は事前に志願理由書を提出することとし、高等学校長は、提出された志願理由書を面接の際の参考資料として用いる。

5 入学できる生徒の上限

- (1) 県外から入学できる生徒の数は、各高等学校の入学定員とは別に定める。
- (2) 第一次募集における県内中学生の合格者数が募集定員に満たない場合は、第一次募集の募集人数の範囲内で県外から入学志願する生徒を（1）に定める上限を超えて合格させることができる。

6 生徒の安全・安心の確保

生徒の安全・安心を確保するよう、身元引受人、高等学校、県教育委員会及び市町村は、次の各事項に取り組むこととする。

(1) 身元引受人

- イ 生徒の健康、食生活及び日常の生活に関する見守りを行うこと
- ロ 生徒と日常的に関わり、生徒の状況を保護者や学校と共有すること
- ハ 生徒の病気やけがの際には、高等学校と連携して対応すること
- ニ 必要に応じて、高等学校の教育活動に参加すること

(2) 高等学校

- イ 生徒が迷わず相談できるよう、担当教員を定めること
- ロ 保護者及び身元引受人との連携体制を確立すること
- ハ 家庭訪問（下宿・アパート等）により、生徒の食生活等日常の生活環境を把握すること
- ニ 生徒との日常のコミュニケーションを通じて、生徒の状況を把握すること
- ホ 生徒の病気やけがの際には、身元引受人と連携して対応すること
- ヘ 生徒の生活状況や身元引受人の見守りの状況等の報告を県教育委員会へ年1回行うこと

(3) 県教育委員会

- イ 保護者や教職員に身元引受人の役割について周知徹底を行うこと
- ロ 生徒の生活状況や身元引受人の見守りの状況等を把握すること
- ハ その他必要に応じて指導・助言を行うこと

(4) 市町村

- イ 身元引受人を確保すること
- ロ 生徒の学校生活に支障が生じないよう支援を行うこと
- ハ 原則として、事前に志願者及び保護者と面接等を行い、入学後の支援体制について確認すること
- ニ 高等学校と情報共有を図り、生徒の安全・安心の確保に努めること

7 身元引受人

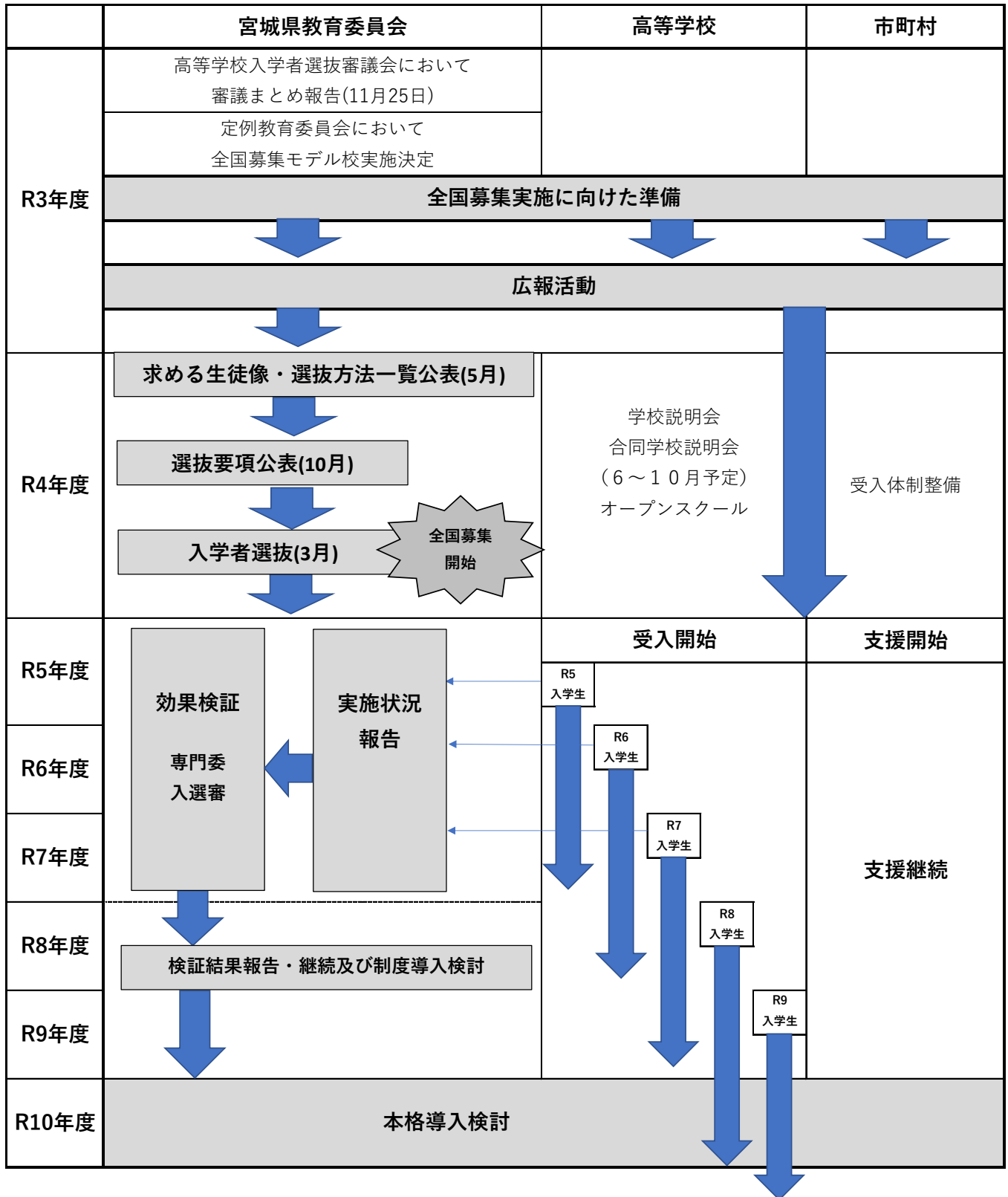
- (1) 原則として、モデル校が所在する市町村が身元引受人を確保することとする。
- (2) 保護者が身元引受人を定める場合は、宮城県内に居住する者とする。
- (3) (2) で定めた身元引受人に対しては、志願先高等学校長は面接等を行い、身元引受人の役割を果たすことができる者であることを確認する。

身元引受人の面接を行う際には、原則として保護者及び市町村の担当者が同席することとする。

8 その他

- (1) 全国募集のモデル校実施は、令和5年度宮城県公立高等学校入学者選抜から実施する。
- (2) モデル校に指定された高等学校においては、原則として令和9年度宮城県公立高等学校入学者選抜までの5年間継続実施することとし、県教育委員会は毎年検証を行う。
- (3) 県教育委員会は、令和8年度高等学校入学者選抜審議会において、全国募集モデル校実施の検証結果を報告する。

3 全国募集のモデル校実施に関するスケジュール（案）について



入試制度検証 関係資料

報告

○第1回専門委員会における審議内容	1
-------------------	---

審議

○現在の入試制度に係る実施状況の検証について

1 アンケート調査の実施	2
2 アンケート調査の内容	3
(1) 調査の観点 (案)	
(2) アンケート調査項目 (案)	

報 告

第1回専門委員会における審議内容

アンケート調査を中心とした検証について、委員からの主な意見

【調査をするに当たって】

- 前期後期の入試制度から一本化した効果、或いはデメリットができるだけ明確に分かるような質問項目の設定をしたい。
- 資料として、これまでの入試の変遷の概略等が必要である。

【調査対象について】

- 中学校及び高等学校の学校を対象とする。
- 入試の変遷、制度の変遷について、ある程度理解している立場からの回答を望む。
- 高校と中学校、又は教員側と生徒・保護者側で考え方が異なっているので、アンケート対象について検討が必要である。
- 実際に変化の時期に受験した生徒やその保護者が、入試制度の変更についてどう思ったのか、意見や感想が欲しい。

【調査の質問項目について】

- 共通選抜、特色選抜、求める生徒像等が高校によって違っており、高校から中学校へきちんと説明できているか、理解してもらえているかといった観点がほしい。
- 以前の制度では、年明け1月から3月まで入試関係で担当教員が忙しかったが、現行制度では解消されたものの、試験監督の確保が難しいなどの課題もある。そのような課題があぶり出されるアンケート項目にして欲しい。
- 以前の制度の入試では、前期で落ちた生徒のフォローが大変であったが、一本化して、フォローの大変さが減ったかどうか。

審 議 現在の入試制度に係る実施状況の検証について

1 アンケート調査の実施

○目 的 令和2年度から実施している現在の入試制度について、その実施状況を踏まえ、主に旧制度からの変更点について、その効果を検証するとともに、併せて現行制度の一層の定着に向けての改善の方向性・必要性について検討する。

○時 期 令和4年度（令和4年4月～5月）

○対 象 （案）

- ・ 公立高等学校
 - ・ 国立・公立・私立中学校
 - ・ 特別支援学校中学部
 - ・ 高校1～3年 生徒, 保護者
- } 県内全ての学校を対象とする

〔 現行入試制度を受験した生徒及びその保護者を対象
地区及び学校を抽出して回答を依頼する 〕

○方 法 Webフォーム（Google forms 等）を活用

2 アンケート調査の内容について

(1) 調査の観点(案)

○検証：旧制度からの変更点の効果

- ・進路指導について：目的意識・意欲，主体的な進路選択
学習意欲の喚起，学習習慣の形成
- ・学校の特色について：特色ある学校づくり
- ・入試期間について：入試期間の長期化の解消

○評価：現行入試制度の成果と課題

- ・受験機会について：一本化のメリット・デメリット
- ・生徒の資質・能力の多面的な評価について
：共通・特色選抜のメリット・デメリット
- ・入試事務について

(参考) 新入試制度における改善の主な観点

- ・前期選抜と後期選抜の入試日程を一本化し，入試期間の長期化を解消する。
- ・各高等学校の特色を明確に示した上で，その特色に基づいて，学力と同時に生徒の資質・能力についても多面的に評価する。
- ・各高等学校が求める生徒像を提示することで，中学生の目的意識の明確化及び主体的な進路選択を促進する。

(2) 質問項目案

① 中学校、高校（学校）対象調査

(1) 検証：旧制度からの変更点の効果

○現在の入試制度について、

【中学校向け】

- ・「入試日程の一本化」により、(教職員の)負担感は解消されている
- ・「求める生徒像・選抜方法」は、各高校の特色を知るのに役立っている
- ・生徒たちの「目的意識の明確化、主体的な進路選択」につながっている
- ・生徒たちの「学習意欲の喚起・学習習慣の形成」に役立っている
- ・「追試験の実施」は受験機会の確保につながっている

【高校向け】

- ・「入試日程の一本化」により、(教職員の)負担感は解消されている
- ・各高校が進める「特色ある学校づくり」に役立っている
- ・「求める生徒像」により、学校の特色を伝えることができている
- ・生徒たちは、主体的に進路を選択して高校に入学している
- ・「追試験の実施」は受験機会の確保につながっている

※各質問に対する回答は、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」の4件法及びその判断した事由の自由記述とする。

(2) 評価：現行入試制度の成果と課題

【中学校・高校共通】

- 共通選抜と特色選抜について（選抜方法、募集割合）
- 第一次募集（本試験）の日程について
- 追試験の日程について
- 第二次募集の日程について
- 志願希望調査について
- 出願手続きについて
- 学力検査について
- 面接・実技・作文について

※各質問に対する回答は、「課題はない」、「どちらかといえば課題はない」、「どちらかといえば課題がある」、「課題がある」の4件法及びその判断した事由の自由記述とする。

② 生徒・保護者対象調査

(1) 検証：旧制度からの変更点の効果

○現在の入試制度について、

【生徒向け】

- ・「求める生徒像」は、各高校の特色を知るのに役立っている
- ・「受験に対する目的意識の明確化、主体的な進路選択」につながっている
- ・「学習意欲の喚起・学習習慣の形成」に役立っている
- ・「追試験の実施」は、受験機会の確保につながっている

【保護者向け】

- ・「求める生徒像」は、各高校の特色を知るのに役立っている
- ・入試は、子どもの「受験に対する目的意識の明確化、主体的な進路選択」につながっている
- ・入試は、子どもの「学習意欲の喚起・学習習慣の形成」に役立っている
- ・「追試験の実施」は、受験機会の確保につながっている

※各質問に対する回答は、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」の4件法及びその判断した事由の自由記述とする。

(2) 評価：現行入試制度の成果と課題

【生徒・保護者共通】

- 入試日程の一本化について
- 入試日程全体について
- 入試制度（共通選抜と特色選抜）について
- 出願手続きについて

※各質問に対する回答は、「課題はない」、「どちらかといえば課題はない」、「どちらかといえば課題がある」、「課題がある」の4件法及びその判断した事由の自由記述とする。

※さらに、学校対象、生徒・保護者対象ともに「入試制度に関する意見や要望」を自由に記述してもらおう。